

○江田島市行財政改革審議会条例

平成 17 年 3 月 11 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 本市の行財政の合理化、効率化を推進するため、江田島市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 職員定数に関すること。
- (3) 給与に関すること。
- (4) 事務事業の合理化に関すること。
- (5) 補助金、交付金に関すること。
- (6) 各種委員会の設置及び統廃合に関すること。
- (7) その他行財政の改革及び改善に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市職員
- (3) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。